

**情報通信審議会 情報通信政策部会**  
**放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会(第9回)**  
**ワーキンググループ合同**  
**議事概要**

1 日 時

平成29年10月10日(火) 10時00分～

2 場 所

TKP赤坂駅カンファレンスセンター ホール13A

3 議 事

- (1) 中間答申に係る取組状況について
- (2) 同時配信に関する調査について(電通総研)
- (3) 英国における放送コンテンツの権利処理について(三菱総合研究所)
- (4) 今後の進め方

4 出席者(順不同、敬称略)

【構成員】《委員会》

村井純主査(慶應義塾大学)、近藤則子(老テク研究会)、谷川史郎(東京藝術大学)、  
三尾美枝子(キューブM総合法律事務所)、森川博之(東京大学)、内山隆(青山学院大  
学)、大谷和子(日本総合研究所)

《ワーキンググループ》

龍宝正峰(TBSテレビ)、阿部浩二(日本放送協会)、呉文彦(日本テレビ放送網)、池  
貝真(フジテレビジョン)、廣瀬和彦(テレビ東京ホールディングス)、藤ノ木正哉(テ  
レビ朝日)、井上治(電子情報技術産業協会)、木田由紀夫(衛星放送協会)、木村信哉  
(日本民間放送連盟)、土屋円(放送サービス高度化推進協会)、二瓶浩一(日本ケーブ  
ルテレビ連盟)、福井省三(IPTVフォーラム)、吉田正樹(日本音楽事業者協会)、高杉  
健二(日本レコード協会)、溝谷哲也(日本音楽著作権協会)、椎名和夫(映像コンテン  
ツ権利処理機構)、別所直哉(ヤフー)、角隆一(日本電信電話)、早田叔弘(ソフトバ

ンク)、宮地悟史(KDDI)、岩浪剛太(インフォシティ)、岡村宇之(日本映像事業協会)、宮下令文(日本動画協会)、下温湯健(全日本テレビ番組製作社連盟)、遠藤誠(全国地域映像団体協議会)、桜井徹哉(博報堂D Yメディアパートナーズ)、石川豊(電通)、長田三紀(全国地域婦人団体連絡協議会)

《オブザーバ》

白鳥綱重(文化庁)、山田仁(経済産業省)

【総務省】鈴木茂樹(総務審議官)

《情報流通行政局》

山田真貴子(局長)、奈良俊哉(審議官)、鈴木信也(総務課長)、湯本博信(放送政策課長)、三田一博(地上放送課長)、井幡晃三(衛星・地域放送課長)

【事務局】豊嶋基暢(総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長)

## 5 配付資料

資料9-1 中間答申(概要)

資料9-2 ブロードバンドの活用による放送サービスの高度化に向けた実証について

資料9-3 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の対象範囲の拡大

資料9-4 放送コンテンツ適正取引推進協議会の設立及び推進計画(放送コンテンツ適正取引推進協議会)

資料9-5 放送のネット同時配信の受容性に関する調査(電通総研)

資料9-6 英国における放送コンテンツの権利処理について(三菱総合研究所)

資料9-7 権利処理タスクフォース開催要綱(案)

資料9-8 当面の審議スケジュール

参考資料9-1 委員会(第8回)議事概要

## 6 議事概要

(1) 中間答申に係る取組状況について

- 資料9-1、9-2、9-3に基づき事務局から中間答申の概要及び今年度実証事業並びに放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの対象範囲拡大について、また資料9-4に基づき放送コンテンツ適正取引推進協議会から本協議会の設立及び推進計画について、説明がなされた。

◆ 意見交換

- 【近藤構成員】今ご説明いただいた放送コンテンツ適正取引推進協議会の設立、おめでとうございます。大変すばらしい成果だと思います。

4ページにあります、下のほうに、ギャップの是正に取り組まれるというのはほんとうに難しいことだと思うのですが、具体的にはどのように予定されているのか、差し支えない範囲で教えていただけませんか。

- 【放送コンテンツ適正取引推進協議会 加藤様】総務省のガイドライン、わりとボリュームのあるものです。放送事業者、あるいは製作会社が、日々の業務の間で落ちついた時間を作り、これを頭から全部読んでいくというのは、若干難しいと思います。

そこで、このガイドラインをさらに読みやすくした形の教材をリメイクして、それをもとに放送事業者、製作会社が、できれば共同で研修会を開きたいと考えています。これまで、それぞれの立場での研修会は幾つか催されているようですが、どうしても、その立場による目線での研修会になっていました。ところが、この下請法の取組というのは、発注者側と受注者側が同じ理解を前提とすることが非常に重要かと思しますので、その点からも、両者が共同で研修会を開き、共通の教材で理解を深めることができると考えています。

この5ページ、6ページ、7ページ目にも、幾つか(2)、(3)、(4)、(5)と分けて書いてはいますが、全ては、同じ目線で同じ理解を深めるための取組をしていこうということです。例えば、何らかの啓発グッズを作るとか、あるいはそれぞれの取組の中で、適正な取引を深めるのに役立つベストプラクティスを収集するなど、この協議会の場で情報交換をしながら、よいものは共通の施策として積極的に取り上げていきたいと考えています。

(2) 同時配信に関する調査について

- 電通総研より、資料9-5に基づいて説明がなされた。

◆ 意見交換

- 【谷川構成員】大変貴重な分析ありがとうございました。ちょっと教えていただきたいのは、一番最後のページの、いつテレビ見なくなったのかというので、これで見えていきますと、大体2割ぐらいの方が20代でテレビ見なくなると、そのままずっと見なくなるという傾向を読み取ればいいのでしょうか。

- 【電通総研 奥様】そうです。テレビを見なくなるタイミングはやっぱり20代だということですね。そしてその方々が見ないまま年を重ねるということでもあります。

しかし逆に言うとテレビが固定テレビだから見ないという方もいるのではと思います。そこ

をネットに広げることによって、この人たちの離反を食いとめるという効果は確実にあるんじゃないかと感じております。

- 【谷川構成員】これは戻ってくるという現象が出るほどには、まだ年齢の広がり、とれてないという感じですか。
- 【奥様】そうですね。1回離れた方が戻れるかというのは、コンテンツそのものに興味がないのか、テレビを見るという行動の環境が面倒なので外れているかというところによるわけですが、先ほどお話ししたとおり、視聴習慣のない方を戻す力はないというのは、前回の時と同様今回も同じ結果となりました。ただ、コンテンツの側からネット空間に番組を出していくことによって、ある一定量は帰ってくるんじゃないかという期待を持ちたいと思います。
- 【谷川構成員】ありがとうございます。
- 【近藤構成員】私の知り合いを見ていると、若い見ない方たちというのは、違法動画含めネットでテレビのコンテンツを見ているということとは重ならないのでしょうか。
- 【奥様】ネット視聴は正規なサービスだけではなく、違法動画含めそれなりのニーズがあります。違法動画対応についてはいろんな議論が今まで関係省庁の中でもありますが、正規物をつくれれば違法動画から離れていくのは確実です。そういったことも含めて、逆に違法動画にニーズがあるというならば、それは正規で出していけば、そこは組み込めるということの裏返しでもあると感じています。
- 【近藤構成員】ビジネスモデルとして、先ほど有料課金で100円でも難しいというお話だったと思うんですけども、私はテレビを見ていて、ショッピング番組が本当に民放は増えているなというのを感じていて、今、消費者生活委員として、ショッピングチャンネルによる消費者トラブルを調査しているところなんですけど、非常に成功しておられるのではないかと逆に思います。
- 【三尾構成員】どうも貴重な資料をありがとうございました。大変参考になりました。やはりといったような感想も持つんですけども、なかなか将来、厳しいなというような感想を持ちました。

18ページで、最後のまとめのところで、最終的には同時配信サービスの広がりポテンシャルは高いというなご結論をしていただいたかと思うんですけども、こういうアンケート結果をもって、やはりポテンシャルは高いと、これから非常に有効であるというような結論に導かれた理由をお聞かせいただけますでしょうか。

- 【奥様】テレビを放送波で、固定テレビで見るという事を六十数年間続けてきたわけですが、当然ネットにも映像は出ておりますし、ネットでしか見れない配信サービスも出ているということでもあります。

そんな中で、今回調査をして、およそ半分、50%を超える同時配信利用予定者というのが出てきたということを考えますと、その人たちが視聴習慣を失う前にサービスを開始することが重要です。NHKにおいては、公共放送としての広くあまねくということ、民放においては、広告モデルであるリーチという意味での補完ということが十分可能なタイミングであろうと思います。逆に、このタイミングを逸すると、どんどん若い方から離反が激しくなるということを見ると、やるのであれば、やっぱり早いほうがいいんじゃないかということ、すごく感じているということでもあります。コンテンツ側からネット空間に見せられる状態に置くということが、やはり大事なのではないかという印象をすごく持ちました。

- 【三尾構成員】ありがとうございます。
- 【村井主査】先程、近藤構成員の質問にもありました、若い人が違法動画サービスを利用しているという話がありましたけれども、もしその方たちが正規のユーザーになると予想した場合に、そのマーケットボリュームというのは把握されているのでしょうか。
- 【奥様】前回のデータをご紹介したときに、違法動画が抑え込めるというお話を差し上げたと思いますが、今でも、見ればいいというユーザーからのわがままなことといえば、そこに物があれば見る方は大勢いらっしゃるのでかなりのボリュームあります。
- 【村井主査】その大勢というのが、ある程度のボリュームとして分かっているのか、というのが質問です。
- 【奥様】今現在の最新のデータで、そこを私どもで捕捉はできておりませんが、無視できない数だとは思いますが。
- 【村井主査】わかりました。ありがとうございます。

- 【近藤構成員】私たちはスマホサロンというのをずっと続けているのですが、そこでradikoやらじるらじるの講習をやっていると、ほとんどの、私たちはシニアが対象ですので、50代以上の女性の方が多いのですが殆どの方が知らない。でも使えたとすごく喜ぶます。

今、radikoとらじるらじるが一緒に見られるという実験をしていらっしゃると思うんですけども、すごくそれはよいなと利用者からは思います。

ですので、ぜひこういった使い方を知らないから使えないんだという人たちが、今後そ

ったサービスを、電通総研の奥さんがおっしゃるように始まった場合も、若い人たちはすぐわかると思うんですけども、パケット通信とは何かがなかなかわからない人たちのためのことも、ぜひ、コンテンツの協会もできたことですので、そういった利用者への普及啓発もあわせてしていただけたらありがたいなと思います。

○【村井主査】先程の近藤構成員のご意見とも関連するのですが、調査の際、地上再送信のサービスイメージをその前段で説明していただいて、それからアンケートをとったと伺いましたけど、つまりそれは同時再送信というサービスはまだ無いということの説明しているのだと思いますが、それは十分理解していただきながら回答いただいたという感触を持たれていますか。

○【奥様】そうですね。もちろん目の前でやり取りしたわけではなくて、Web調査です。先ほど申し上げたとおり、このぐらいの説明はしないと、やっぱりわかっていただけないだろうということと、それに加えて、それぞれのコンディションで、こんな使い方が別途あるということを説明しています。それを読んでいただいた上で答えていただいているので、それなりにサービスのイメージをつかんでいただいて、調査ができたのかと思います。

ただ、この定義は我々が調査の前提で考えた定義ですので、具体的なサービスのスペックをあらわすものではないわけですが、とりあえずはこういったスペックで同時配信というのを考えましたという理解で進めていただきました。

○【村井主査】わかりました。ありがとうございます。

### (3) 英国における放送コンテンツの権利処理について

○ 三菱総合研究所より、資料9-6に基づいて説明がなされた。

#### ◆ 意見交換

○【内山構成員】とてもわかりやすくまとめていただいて、ありがとうございます。2点ほどご質問がございました。

今日いただいた資料だと、表紙の裏側の1枚目で、全体の概略図がありますが、これは多分、言葉にしておいたほうがいいと思うので、それであえて聞くんですけども、初回、同時、見逃し、VODとあって、法律上の境界線と、それから運用上の境界線がずれてきますよね。おそらく、それは多分、運用上の合理性があるからそうするんだと思うんですけども、何でそこ、実態と法律の世界の境界線がずれてくるかということ、それが1点目の質問です。

それから、ずっと私自身もいろんな形で探しているんですけども、同時配信の同時ということの定義って、イギリスの中でも何かされているのかどうか。というのは、1年前のこのミーティ

ングでも、同時配信は、技術的には、ひどいときには2分、3分のディレイがあるという報告もあったんですが、世界中探しているんですけども、なかなか明確に見つからないんですけども、同時ということに対して、わりに厳格に何か定義しているのかどうかという、これが2点目の質問になります。

- 【三菱総研 牧山様】まず1つ目の、どうして法令との扱いの中と実際の権利処理のところでは枠組みが違うのか、線引きが違うのかということだと思えますけれども、これはおそらくサービスの実態に沿って権利処理をしているというところがございまして、例えば、BBCの場合、i P l a y e rまでは放送受信料でやっていますので、そこからの包括許諾の料金を取る場合に、受信料としてまとめて、そこから取らなければならないので、そこでまとめて取ってしまうというのは1つの合理性があるかなと考えております。

もう一ついただいた質問でして、同時というものは、どこまで厳密に定義されているのかということなんですけれども、これについては、申しわけございません。その厳密な定義というものは見つかりませんでした。ただ、サイマルといいますか、同時という言葉が使われているだけでして、そこに何分のディレイがあるとか、そういう技術的な話というものは、申しわけございませんが、見つかっておりません。

- 【森川構成員】非常に参考になる、簡潔な取りまとめかと思いますが、1つだけ、ちょっと簡潔にまとめて教えていただきたいのが、日本とイギリスで、結局、何が違うのかということをお教えいただけますか。
- 【牧山様】法律上の違いでいいますと、日本では、まず放送法では、同時配信、見逃しだったりV o Dというところは規制されていない。ところが英国では、一応、規制は緩いんですけども、オンデマンド・プログラム・サービスということで、届け出しなければならないという規制がございまして、そこが放送法上の違いです。

著作権法上での違いでいいますと、日本法では同時配信は放送には当たらないというふうになっていますが、英国では同時配信までも放送という定義にくくられます。

もう一つ大きな違いは、英国では原盤権が著作権であるということで、日本では著作隣接権ですけれども、英国では著作権ということで、これも許諾が必要になっているというところで大きく違います。

あともう一つ、実務のところでは、放送事業者と権利団体が、音楽のところでは包括許諾を結んで処理しているというところは同じです。地上波の放送についてのところは同じでして、それが同時配信、見逃し配信まで来ているところが英国の違いになります。

- 【吉田構成員】今、日本と英国の違いというお話が出ましたけれども、今のご説明、すごく素直に聞くと、英国では実演家の団体が基本的な最低限のギャランティーのようなルールは提示するけれども、あとは個別の実演家が放送事業者と個別に契約を結んで条件を設定しているという理解でよろしいですか。
- 【牧山様】はい。資料上ちょっと簡略に書き過ぎておりますけれども、北米のプロ野球業界のように、実際は個別の実演家に代理人がついて、その代理人と放送事業者が交渉するといったような実態になっております。
- 【吉田構成員】 すいません。代理人という意味は、英国では日本のような業界団体がなくて、それぞれの代理人が個別にやっているかという質問なんですが。
- 【牧山様】 はい。個別でやっています。
- 【吉田構成員】 それは契約書という形で、2次利用の形も含めて、具体的にそれぞれが権利のあり方の契約を結んでいるという理解でよろしいですか。
- 【牧山様】 はい。そうです。
- 【吉田構成員】 わかりました。
  
- 【大谷構成員】 大変興味深い資料をご用意いただきまして、それで、先ほどの森川先生のご質問の延長線上にあるんですけれども、なぜ英国の著作権法において、インターネットの同時配信といったものが放送という類型に位置づけられたのでしょうか。  
 比較的最近の改正だと思われまして、参考資料でいきますと12ページのあたりが、これが放送の定義だと思われまして、6条の放送の定義に、インターネット上及び他の手段により同時に行われる送信ということで、放送のブロードキャストの概念を大幅に変えたということですが、何がきっかけとなり、どういう動きがあって、この改正になったのかという事情について、もしご存じでしたら教えていただきたいと存じます。
- 【牧山様】 2000年あたりから、この同時配信というサービスが出てきてときに、そこについて、どのような権利、どのように扱うかというところが出てきたところがきっかけだと思います。その詳細な議論というところは追えてないのですが、背景にある考え方としては、新しく出てきたネット配信、ネット同時配信というものをネットに寄せるのか放送に寄せるのかと考えたときに、技術ではなくて、そのサービスの提供されている在り方を見たときに、そこでリニア、ノンリニアという考え方が出てきて、多くの人が同じものを見るものと、1つのサービスの中から自分で選んだものを見るオンデマンドというところで分けてみたときに、今

ある地上波の放送というものと、ネット配信のネットの同時配信というものは、リニアという点、みんなが同じものを見るという点で同じだから、こちらに位置づけたというような流れであると理解しています。

- 【椎名構成員】今、英国と日本の違いについて、法律の赤い線の場所が違う。今おっしゃったとおり、リニアとノンリニアという考え方において線を引いてある。制度がそういうふうに違う。あるいは、原盤の権利について、著作権なのか著作隣接権なのかという違いがあるというところまで、非常にわかりやすいご説明だったと思うんですが、日本の権利処理と比べてどうなのかといったときに、法律の規定する境界線を超えて実務上の処理が優先しているという状況が英国にはあるけれど、日本ではそういうことはないと言われたように聞こえたんですが、実際、日本でも、個別の許諾権の部分ではありながら、実務上包括的な処理を選択している部分は多々あるので、そのあたり、今後の議論においては、日本の実態をもう少しきちんと把握していただくといいと思います。

- 【村井主査】ありがとうございます。

#### (4) 今後の進め方

- 事務局より、資料9-7、9-8に基づく説明がなされ、権利処理タスクフォースの本委員会傘下への設置が了承された。

#### (5) 閉会

- 【村井主査】本日も活発なご議論のほどありがとうございました。

これで権利処理関係のタスクフォースができて議論され、この議論にも時間がかかるというフェーズを迎えるわけですが、一方では、先ほどの実証実験であるとか、それから実態として、先ほどご説明いただいた調査にありましたリアルタイムイベントのインターネットでの配信というのは、幾つかのテレビ放送事業者が実験的に取り組んでいるようなことがございますので、そのようなサービスが出来ますと、もう1つの懸念であった、例えば、技術基盤とかインフラとして、どれぐらいのことができるのかということも、様々な経験値が積まれていくものと思います。

したがって、総務省のプロジェクトとして実験をしていることに加えて、そういった、それぞれが独自に取り組んでいることで参考になる事例というのが、非常に活発に進んでいると思いますし、これからも進んでくると思いますので、そういったことの状態の把握

といいますか、それもこの会議の中で利用できるように、事務局のほうでお取り計らいいただければと思います。

それからもう一点、さきほどの議論の中で出てきた違法動画に係る質問含め、先程の椎名さんのご意見としてあったように実態把握をきちんとしなければいけない。こういうようなことは、パブリックに残せるかどうか分からないことも含めて、しかし一方では大変重要な前提となる知識になるかと思しますので、情報の取扱は気をつけなければいけないことがあったとしても、やはりその状態を把握して議論が進められるような準備もあわせて事務局のほうにお願いしたいと思います。

以上